

9 議案第75号関係

おいらせ町洋光台団地定住促進条例 新旧対照表 (抜粋)

改正案	現行
<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成34年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、条例第3条に定める交付の要件に該当し、同日までに土地の取得を完了している者については、同日後もその効力を有する。</p>	<p>(この条例の失効)</p> <p>2 この条例は、<u>平成31年3月31日</u>限り、その効力を失う。ただし、条例第3条に定める交付の要件に該当し、同日までに土地の取得を完了している者については、同日後もその効力を有する。</p>